

国の基本指針改正を踏まえた反映状況

資料4の別紙1

国基本指針の主な改正内容		プラン反映状況	該当ページ (該当項目)
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	重度障害者等への支援に係る記載の拡充	<p>○ 障害福祉サービス等の見込量については、国の基本指針に即して、各市町村における見込量を基に積算している。見込量の設定にあたっては、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者のニーズも踏まえるとともに、引き続き、関係機関と連携し、支援普及や相談支援体制の充実を図ることとしている。</p> <p>○ 第6章「3 地域生活支援の充実」の「(3) 目標達成に向けた施策の方向性」に「ウ 強度行動障害のある人に対する支援体制」を追加し、以下を記載。 強度行動障害のある方の支援ニーズを把握し、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ、支援体制の整備を進めます。</p> <p>○ 第6章「3 地域生活支援の充実」の「(4) 計画期間の取組」に「ウ 強度行動障害のある人に対する支援体制」を追加し、以下を記載。 市町村の実施する強度行動障害のある方の支援ニーズの把握について、調査項目の整理などに協力し全県的な支援ニーズの把握に努めるとともに、各地域における取組事例などを市町村・圏域に情報提供を行います。 また、国と連携した専門的人材の育成や、市町村と連携した集中的支援などを進めます。</p>	121～203ページ (第7章1・2)
	障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し	○ 第6章「3 地域生活支援の充実」【第7期障害福祉計画の目標値】として、以下を設定。 地域生活支援拠点等の機能の充実：コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証、検討	94～96ページ (第6章3)
			95～96ページ (第6章3)
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備	○ 第6章「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「(2) 第7期障害福祉計画での目標」の【第7期障害福祉計画の目標値】(図表69)を国の基本指針に基づき更新。	89～91 (第6章2)
	医療計画との連動制を踏まえた目標値の設定	○ 第6章「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「(2) 第7期障害福祉計画での目標」の【入院需要(患者数)及び地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標値】(図表70)を国の基準病床数算定式で算定された数値に基づき更新。	89～91ページ (第6章2)
③福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行及び定着に係る目標値の設置	○ 第6章「4 福祉施設から一般就労への移行等」の【第7期障害福祉計画の目標値】として新たな項目を追加。 ・就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合【新規】 ：就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ・地域の就労支援ネットワーク強化【新規】 ：雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める。	99～102ページ (第6章4)
	一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追加	○ 第6章「4 福祉施設から一般就労への移行等」の計画期間の取組として、以下の記載を追加。 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用も含め、障害のある方のニーズに応じ多様な手法で支援が行われるよう、関係機関等との連携を推進します。	102ページ (第6章4)
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備	○ 第5章「5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」及び第6章「5 障害児支援の提供体制の整備等」に「こども基本法」基本理念を追加。 ○ 第6章「5 障害児支援の提供体制の整備等」の【第7期障害福祉計画の目標値】として国基本指針による目標を反映。 ○ 第8章目標について同上。	58ページ (第5章5) 105、107～109ページ (第6章5)
	障害児入所施設からの移行調整の取組の推進	○ 第6章「5 障害児支援の提供体制の整備」において、障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場を設置する旨を記載している。 また、【第7期障害福祉計画の目標値】として、2026年度末までに県等において、移行調整に係る協議の場を設置する旨の目標を設定。	108～109ページ (第6章5)
	医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実	○ 第5章「5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を追加。 ○ 第6章「5 障害児支援の提供体制の整備等」の【第7期障害福祉計画の目標値】として国基本指針による目標を反映。 ○ 第8章目標について同上。	58ページ (第5章5) 107～110ページ (第6章5)
	聴覚障害児への早期支援の推進の拡充	○ 第5章「5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」及び第6章「5 障害児支援の提供体制の整備等」に新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を追加。 ○ 第6章「5 障害児支援の提供体制の整備等」の【第7期障害福祉計画目標値】として国基本指針による目標を反映。 ○ 第8章目標について同上。	58ページ (第5章5) 107～111ページ (第6章5)
⑤発達障害者等支援の一層の充実	ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進	○ 第7章「3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策」「(4) 発達障害のある人に対する支援」の【発達障害のある人に対する支援に関する見込量】として、以下の目標を設定。 「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)」	207～208ページ (第7章3) ※目標数値は今後掲載予定
	発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進	○ 第7章「3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策」「(4) 発達障害のある人に対する支援」の【発達障害のある人に対する支援に関する見込量】における指標「発達障害者支援センターによる相談支援件数」を、以下のとおり設定。 現状の相談件数、発達障害のある人等のニーズ(対応困難事例(強度行動障害や引きこもり等)への支援を含む)から導き出される相談件数の見込みを設定。	207ページ (第7章3)

国基本指針の主な改正内容		プラン反映状況	該当ページ (該当項目)
⑥地域における相談支援体制の充実強化	基幹相談支援センターの設置等の推進	○ 第6章「6 相談支援体制の充実・強化等」の【第7期障害福祉計画の目標値】として以下を設定。 相談支援体制の充実・強化等〔変更〕： 各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターによる地域の相談体制を強化 ○ 第6章「6 相談支援体制の充実・強化等」の本文に、基幹相談センターや設置促進のための広域的な支援の実施に係る記載を追加。	115～116ページ (第6章6)
	協議会の活性化に向けた成果目標の新設	○ 第6章「6 相談支援体制の充実・強化等」の【第7期障害福祉計画の目標値】として以下を設定。 相談支援体制の充実・強化等〔変更〕： 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	116ページ (第6章6)
⑦障害者等に対する虐待の防止	自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底	○ 障害者虐待の通報への対応については市町村における業務であり、今回の改正において組織的な対応の徹底が求められている。本プランでは、県と市町村間の連携を図ることとしており、引き続き、市町村において適正な対応がなされるよう働きかけを行っていく。	50～55ページ (第5章4)
	精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設	○ 令和四年障害者総合支援法等改正法に新たに定められた、精神科病院における虐待防止に向けた取組に係る規定については、今後国から示される予定である関係省令を踏まえたうえで、同法が施行される令和6年4月1日に向け適切な体制整備を行っていく。	— 《今後掲載予定》
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設	○ 第6章「6 相談支援体制の充実・強化等」において、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、相談に包括的に応じることができるよう、体制整備の支援に努める旨を記載している。	117ページ (第6章6)
⑨障害福祉サービスの質の確保	都道府県による相談支援専門員等への意思決定ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加	○ 第7章「3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策」「(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組」の目標として、「計画的な人材養成の推進」を追加し、意思決定ガイドラインを活用した相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修の修了者数の2026年度の見込量を設定。	210ページ (第7章7)
⑩障害福祉人材の確保・定着	ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設	○ 第5章「5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」において、障害福祉サービス事業所等の職員の負担軽減や生産性向上が促進されるよう、ICTやロボット技術の導入に係る支援を行っている旨を明記しており、引き続きICT・ロボット技術導入支援に取り組んでいく。	57～59ページ (第5章5)
	相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加	○ 第7章「3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策」「(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組」の目標として、「計画的な人材養成の推進」を追加し、意思決定ガイドラインを活用した相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修の修了者数の2026年度の見込量を設定。	210ページ (第7章7)
	その他（障害者ピアサポート研修の実施）	○ 第7章「3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策」「(7) 障害福祉サービスに従事する者の育成等及びサービスの質の向上のために講ずる措置」において、障害者ピアサポート研修の実施に関する記載を追加。	212ページ (第7章3)
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	障害福祉DBの活用等による計画策定の推進	○ 県では、サービス見込量について、国の基本指針に即して、各市町村におけるサービス見込量を基に積算している。市町村においては、地域における実情を適切に把握のうえ計画策定を行っていく。	121～203ページ (第7章1・2)
	市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進	○ 県では、サービス見込量について、国の基本指針に即して、各市町村におけるサービス見込量を基に積算している。市町村においては障害支援区分認定調査の集計や療育手帳所持者の状況把握等により特に支援を必要とする者を把握することに努めるとともに、アンケート調査等を通じた課題の把握を行うなどによりニーズを把握することとされており、関係機関が連携して支援体制の整備を推進する。	121～203ページ (第7章1・2)
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設	○ 第7章「4 県の地域生活支援事業の実施に関する事項」「(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣」及び「(4) 人材育成等その他の事業」において、改正前より意思疎通支援者の養成や派遣、情報の取得利用に関する事業について記載しており、引き続き継続していく。	217～218ページ (第7章4)
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重	○ 第3章「2 障害のある人の状況」「(5) 難病の方の状況」において、難病も障害福祉サービス等の受給対象者であることを明記している。愛知県障害者施策審議会の委員として難病団体に加わっていただいているとともに、計画策定前にパブリックコメントを実施し広く御意見を伺っている。	21ページ (第3章2)
	支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備	○ 第5章「6 保健・医療の推進」において難病に関する保健・医療施策の推進に係る取組を記載しており、難病の方が地域で安心して生活できるよう、総合的な難病対策を推進することとしている。	60～63ページ (第5章6)
⑭その他：地方分権提案に対する対応	計画期間の柔軟化	○ あいち障害者福祉プラン2021～2026において、第6期愛知県障害福祉計画・第2期愛知県障害児福祉計画は2021年度から2023年度までの3年間を計画期間としている。第7期愛知県障害福祉計画・第3期愛知県障害児福祉計画は2024年度から2026年度までの3年間を計画期間とする。	2ページ (第1章)
	サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化	○ あいち障害者福祉プラン2021～2026では、国の基本指針を踏まえて活動指標を設定しており、改訂後のプランにおいても引き続きサービスの見込量以外についても活動指標を設定する。	204～213ページ (第7章3)